

北海道告示第11554号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和6年11月1日

北海道知事 鈴木直道

区域

羅臼区域（羅臼漁業協同組合の地区）

区分

小型定置漁業